

実施方針（案）等に関する個別対話実施要領

1 目的

個別対話は、道の駅「来夢とごうち」再整備事業の実施にあたり公表した実施方針（案）等について、本事業の参加を希望する業者との十分な意思疎通により、本事業の主旨や内容に対する理解を深め、公募に際しての課題を確認すること等を目的として実施します。

2 参加者

(1) 本事業への参加を希望する法人又は法人のグループを対象とします。次のいずれかに該当する場合を除きます。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(イ) 広島県又は本町から指名停止を受けている者

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力断排除条例等に該当する者

(オ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

(カ) 町税等を滞納している者、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

3 スケジュール

本個別対話は下記スケジュールの通り実施します。

図表 個別対話スケジュール（予定）

個別対話実施要領の公表	令和 5 年 7 月 1 2 日（水）
個別対話の参加申込期限	令和 5 年 7 月 2 0 日（木） 1 5 : 0 0
個別対話日時の連絡	個別に調整後、随時連絡
個別対話の実施	令和 5 年 7 月 1 8 日（火）～令和 5 年 7 月 3 1 日（月） 1 0 : 0 0～1 7 : 0 0
実施結果概要の公表	令和 5 年 8 月上旬

4 個別対話の手続き

(1) 個別対話の参加申込

参加を希望する場合は、「別紙 申込書」を電子メールで送付してください。提出の際の件名は「安芸太田町道の駅 個別対話申込書の提出【事業者名】」としてください

(ア) 申込受付期間

令和5年7月12日（水）～7月20日（木） 15：00

(イ) 送付先

「7 問い合わせ先」のとおり

(2) 個別対話の日時の連絡

個別対話への参加申込をいただいた事業者の担当者宛てに、実施日時等を電子メールにて連絡します。

(3) 個別対話の実施

(ア) 実施期間

令和5年7月18日（火）～令和5年7月31日（月）10：00～17：00

(イ) 所要時間

1時間程度

(ウ) 実施方法

安芸太田町役場での対面方式とします。

(エ) その他

個別対話は事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

(4) 個別対話の結果の公表

個別対話の実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては具体性の高い事項は秘匿します。

5 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

今後、対象施設の整備等に関する事業者の公募を行う場合に、本対話への参加実績が評価の対象として優位性を持つものではありません。

また、本対話に参加しなかった場合でも、今後の対象施設の整備等に関する事業者公募に参加することは可能です。

(2) 費用負担

本対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本対話終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(4) その他

(ア) 今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、対話の実施方法やスケジュールに変更が生じる可能性があります。予めご了承ください。

(イ) 町は確認のために IC レコーダーによる録音を行います。

6 申込・問い合わせ先

安芸太田町産業観光課 担当：渡海（とかい）、岩見

住 所：〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1

T E L：0826-28-1961

E-mail：sangyokanko@town.akiota.lg.jp